

(7) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられ、さらに令和元年10月には8%から10%に引き上げられました。引き上げ分に係る地方消費税交付金については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和5年度における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1.7億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 23.3億円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	地方消費税交 付金（社会保 障財源化分）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	545,586	376,685		2,286	20,993	145,622
	高齢者福祉事業	60,202	1,258		3,936	6,931	48,077
	児童福祉事業	515,212	341,945	9,000	16,797	18,581	128,889
	母子福祉事業	20,706	9,837		222	1,341	9,306
	小計	1,141,706	729,725	9,000	23,241	47,846	331,894
社会保険	国民健康保険事業	166,121	76,091			11,343	78,687
	後期高齢者医療事業	234,623	40,432			24,467	169,724
	介護保険事業	287,952	23,128			33,367	231,457
	小計	688,696	139,651	0	0	69,177	479,868
保健衛生	疾病予防対策事業	123,534	51,202		1,299	8,950	62,083
	病院事業	375,285		23,000		44,386	307,899
	小計	498,819	51,202	23,000	1,299	53,336	369,982
合計	2,329,221	920,578	32,000	24,540	170,359	1,181,744	